

区 分 投票区等名	(イ)選挙当日の有権者数			投 票 人 員									左 の う ち		備 考
	男	女	計	普通投票又は期日前投票			不 在 者 投 票			(ロ) 計			仮 投 票	不受理又は拒否と決定した在外投票及び不在者投票	
				男	女	計	男	女	計	男	女	計			
岡崎 投票区	1,319	1,397	2,716	474	485	959	2	5	7	476	490	966	0	0	
霞台 投票区	1,386	1,279	2,665	570	575	1,145	1	2	3	571	577	1,148	0	0	
中央 投票区	2,215	2,275	4,490	887	985	1,872	8	0	8	895	985	1,880	0	0	
中郷 投票区	840	814	1,654	294	326	620	2	1	3	296	327	623	0	0	
上郷 投票区	1,092	1,146	2,238	496	507	1,003	3	4	7	499	511	1,010	0	0	
曙 投票区	961	1,087	2,048	399	468	867	2	1	3	401	469	870	0	0	
若栗 投票区	1,662	1,677	3,339	725	744	1,469	4	4	8	729	748	1,477	0	0	
本郷 投票区	2,225	2,274	4,499	987	1,035	2,022	1	3	4	988	1,038	2,026	0	0	
二区 投票区	2,714	2,585	5,299	951	958	1,909	3	2	5	954	960	1,914	0	0	
実穀 投票区	1,211	1,291	2,502	537	594	1,131	2	0	2	539	594	1,133	0	0	
吉原 投票区	540	531	1,071	225	216	441	2	1	3	227	217	444	0	0	
福田 投票区	186	185	371	87	77	164	0	1	1	87	78	165	0	0	
君島 投票区	269	279	548	160	149	309	1	1	2	161	150	311	0	0	
埴 投票区	340	348	688	206	203	409	1	1	2	207	204	411	0	0	
飯倉二区 投票区	224	229	453	137	139	276	0	0	0	137	139	276	0	0	
島津 投票区	1,340	1,404	2,744	565	548	1,113	1	2	3	566	550	1,116	0	0	
掛馬 投票区	263	280	543	150	153	303	0	0	0	150	153	303	0	0	

①投票区 計	18,787	19,081	37,868	7,850	8,162	16,012	33	28	61	7,883	8,190	16,073	0	0
②期日前投票所 計				1,742	2,034	3,776				1,742	2,034	3,776	0	
①+②	18,787	19,081	37,868	9,592	10,196	19,788	33	28	61	9,625	10,224	19,849	0	0

(ハ)平成28年3月21日現在の登録人数			(ニ)無資格人員			無 資 格 人 員 の 内 訳						(ホ)補正登録をした者			投 票 率			
男	女	計	男	女	計	抹 消 人 員			表 示 人 員			男	女	計	男	女	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%
19,112	19,379	38,491	325	298	623	14	15	29	311	283	594	0	0	0	51.23	53.58	52.42	

## 備 考

- 普通投票又は期日前投票の欄の普通投票に係る人員数は、期日前投票及び不在者投票人員の重複計上を防ぐため、入場券の枚数、選挙人名簿の認印数、到着番号簿による人員及び投票用紙の残枚数との突合をしたものを記載すること。
- 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで表示すること。
- (ハ)の欄には、選挙期日の直近の定時登録又は選挙時登録の人員を記載すること。ただし、当該定時登録又は選挙時登録後、確定判決により登録された者がある場合は、これを含めて記載すること。
- 無資格人員の欄には、期日前投票をした後無資格となった者を含めないこと。
- 抹消人員の欄には、上記3の登録以後に抹消した人員を記載すること。
- (イ)=(ハ)-(ニ)+(ホ)となること。
- 備考の欄には、法第37条第7項の規定により投票区を指定する場合にあっては指定投票区、指定関係投票区の別を記載すること。
- 転出等による表示者は無資格人員に含むこと。ただし、そのうち引き続き証明により投票を行った者は、無資格人員には含めないこと。